

会議の開催結果

1 会議名	第4回地域自立支援協議会
2 開催日時	平成20年5月27日10時から12時まで
3 開催場所	障害者総合支援センター2階
4 出席者名	議事録のとおり
5 議題及び公開・非公開の別	平成19年度の各機関の活動報告 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	5人
8 審議内容	○前回議事録の承認 ○障害者総合支援センターの活動報告 ○コーディネーター連絡会の活動報告 ○障害者生活支援センターの活動報告 ○本年度の地域自立支援協議会の活動方針について
9 その他	

第4回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成20年5月27日（火）

午前10時～

場所：障害者総合支援センター2階

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - 前回議事録の承認
 - 平成19年度障害者総合支援センターの活動報告
 - 平成19年度コーディネーター連絡会の活動報告
 - 平成19年度障害者生活支援センターの活動報告
 - 本年度の地域自立支援協議会の活動方針について
 - ・地域移行・就労移行について
 - ・サービス調整会議について
3. 閉 会

配布資料

- ・ 第4回さいたま市地域自立支援協議会次第
- ・ 第4回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- ・ 第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- ・ 資料1 平成19年度障害者総合支援センターの活動報告
- ・ 資料2 平成19年度コーディネーター連絡会の活動報告
- ・ 資料3 平成19年度障害者生活支援センターの活動報告
- ・ 資料4 サービス調整会議に係るアンケート集計結果

出席者（敬称略）

出席委員・・・浅輪委員、岡崎委員、斎藤委員、菅原委員、遠藤委員、増田委員、三石委員、宗澤委員、山本委員（欠席委員／會田委員）

事務局・・・障害福祉課長、障害福祉課副参事、障害福祉課企画係長、

1 開 会

○傍聴の紹介

（会長）

○本日は5名の方が傍聴されている。

2 議 題

○前回の議事録の承認

(事務局)

○議事録の承認をお願いしたい。

○平成19年度障害者総合支援センターの活動報告

・山本委員より資料1「平成19年度障害者総合支援センターの活動報告」の説明

(遠藤委員)

○関係機関との連携や情報の提供を行ううえでの課題として、第一次相談支援機関である生活支援センターと支援課が十分なアセスメントや事前の協議がないまま就労相談として総合支援センターを紹介することがあるということであるが、できれば毎月1回10区の係長会議というものがあるので、10区に相談の内容にばらつきがあるというのであれば、そこで総合支援センターから何かガイドライン的なものを1年間なりで議論して、10区の共通認識としてインテーク時の平準化を図れると思う。

(山本委員)

○相談者の話を聞いてみると、就労を希望しているわけではなく生活支援ではないかという相談が多いので、第一次相談支援機関が何の支援が必要なのかということを丁寧に聞いてほしいという希望である。

ケースと相談する機会があるときに来てほしいというご要望があれば、すぐにでも伺うつもりであり、またその方が利用者にとっても助かるという面もあると思われる。今回、係長会議で取り上げてほしいという提案があったので、また整理させていただいてお話をさせていただきたい。

(宗澤会長)

○アセスメントをおろそかにすることは、利用者の利益を最も損なうものとなる。第一次相談支援機関で対応のばらつきや不十分さというものは当面の非常に大きな課題であるので、この課題を早急に克服していくということを確認させていただきたい。

また、精神障害者に体力に限界があり長続きしないという話だが、実習中など無給で働かされることが多い。実習中であれば、一定の就労に対して満額とは行かなくても就労の対価が得られるということがないと、インセンティブが働かないのではないか。そこで、何か工夫をしていただきたい。

(山本委員)

○最初から賃金という形は難しい。現在は一日につき2,000円を会社に支払いを行っている。ある程度の段階に行きますと、会社からそのお金を利用者へ渡してもらっている。いずれにせよ、何かしらの工夫は必要と思われるので、総合支援センターとして検討していきたい。

(岡崎委員)

○精神障害者の分類について、精神医療審査会ではてんかんは精神医療の分類の中に入らないが、精神障害者の中にてんかんが入っている。この分類でよいのか。

(山本委員)

○もともと精神障害者福祉法32条の通院医療のからの流れで自立支援医療の精神の中に入っている、単純に精神障害者として分類した。

○平成19年度コーディネーター連絡会の活動報告

・三石委員から「平成19年度コーディネーター連絡会の活動報告」の説明

(増田委員)

○自立支援法の影響について伺いたい。また、さいたま市の地域で今まで支援が届かなかった方がいるということが明らかになったということであるが、そういった障害者を持つ家族の方は、一般的な傾向としてどのような状況に置かれているのか、どのような問題を抱えているのか教えていただきたい。

(菅原委員)

○まだまだ十分出来てないこともあるが、体制なり生活支援センターが整備されてきた中で、障害者の方が生活支援センターを利用してみようとするような解決に向けた体制や取り組みが出来てきている。

自立支援法の影響としては、やはり利用日数が制限されたり利用料の発生の時点でトラブルとなるというケースがある。また、貧困世帯に関して言えばサービスを受けなくなった方がいるが、そういった家庭は色々な問題を抱えており対応が難しい。

(三石委員)

○自立支援法の影響としては、もともと困難さを抱えていた世帯については大きな負担となり、サービスを中止していく世帯も出てきており、法施行の影響を感じさせる。

十分とはいわないが、支援が行き届いていなかった人たちも、生活支援センターが整備されることにより相談が寄せられるようになってきているので、各区内の身近に生活支援センターが出来たということは意味のあることだと思う。

(遠藤委員)

○自立支援法の一割負担であるが、通所に関するかぎり低所得者に対してはさいたま市の独自減免制度をはじめ、国の4分の1減免、更に7月からは負担額を決める範囲も世帯から個人へと変わり、年金1級程度の所得なら3,000円、2級程度なら1,500円の負担ということになっている。また、ここで言う貧困世帯についてであるが、20歳以上の重度の障害者なら障害基礎年金の対象であるが、それも出来ないほどの生活苦なのか。もちろんその年金が十分かどうかは別として、施設をやめる前にとりうる手段は多くあると思う。それでもなお、本人の経済的な問題があるのであれば、福祉課を交えるなど情報の共有化を図って行きたいと思うが。

(宗澤会長)

○そういった面も含めて、果たしてサービス調整会議が機能しているのかはなはだ疑問である。ある事例に対し、見守るという方向が決定されたにしても、どの機関が責任を持って見守るのか、そういうことを決めることはサービス調整会議の重要な役割と思われる。

今年度を通じてサービス調整会議については、自立支援協議会の課題としていきたい。

また、生活支援センターの職員がニーズ把握やアセスメント、個別支援計画を定める能力が不足しているという話があったが、すでに生活支援センターとして事業を行っているわけで、言い訳にしかない。

少なくとも生活支援センターにはある程度の経験のあるスーパーバイザーがいなければならない。いない場合はその職場の中で集団的な力量形成は出来ないわけで、そういう支援センターにはスーパーバイザーを貼り付けて、日常的な研修を行っていかなければならない。資料3の各区の支援センターの実績について見ても、各区の生活支援センターごとの実績に大きな差がある。客観的な事実に基づいた生活支援センターの状況を把握した上で、半年、一年後の生活支援センターとしての到達目標を具体的に明らかにしていかなければならない。今すぐというわけではないが、今年度中には何かしていかなければならないと思うが。

(三石委員)

○生活支援センターでニーズ把握やアセスメント等を進めていくということは当たり前のことであり、当たり前の課題を達成することはもちろん必要であると考えている。今年度、コーディネータ連絡会議を通じ、モデルとなる事例等の共有を考えていきたい。

(宗澤委員)

○遠藤委員からご指摘があったように、サービスを中断するに際し、特別対策であるとかさいたま市の独自減免を使っても7月からこの程度の負担で済みますよ、と説明してもなおかつ途切れているのか。

支援するサイドとしても、今後社会資源が完璧に整備されるということはありませんので、行政などととも、ギリギリのところできりぎりししていく力が必要だと考える。ケースのお金の使い方がルーズであっても、そのルーズさを含めてケースを受け止めていかななくてはならない。支援者の側はそれを踏まえたうえでやりくりをしていかなければならない。福祉の世界では、相手に対して許されていることが、支援者側にも許されると考えてしまう傾向があるので、注意していくことがある。

○平成19年度障害者生活支援センターの活動報告

・事務局から「障害者生活支援センターの活動報告」

(宗澤委員)

○各区ごとに実績に大きなばらつきがあるが。

(事務局)

○新規に設置された西区などはまだ実績が少ないが、既存のものについては実績が増えてきている。職員配置にもセンターによって差があり、配置が少ないところは実績も少なくなっていると思われる。

○本年度の地域自立支援協議会の活動方針について

(宗澤委員)

○本年度の地域自立支援協議会について、これは、障害福祉計画の就労移行、地域移行の数値目標との関連もあるが、今後の地域支援、就労支援についてどのような課題があるのか精査していく、こういった作業部会を立ち上げてまいりたい。

また、サービス調整会議の平準化を図る作業部会を作ってまいりたい。コーディネーター連絡会からあがってきた処遇困難事例をもとに、具体的な課題をベースにしながらサービス調整会議の平準化に向けた具体的な手立てとして、作業部会を立ち上げて地域自立支援としての課題を明らかにしてまいりたい。

先だって行った、サービス調整会議の実施状況アンケートがここにあるが、これを見るだけでも実施状況に相当にばらつきがある。また、そこで話し合うべき内容についても市内で共通の認識が持ちきれていない。市内全域の障害のある人が平等にサービスにアクセスする上でサービス調整会議は最低限度のネットワークとして存在しなければならない。

今後、必要に応じて作業部会を立ち上げていくことになると思うが、まず、この2つについて作業部会を設置してまいりたい。

3 閉 会

(会長)

○本日の協議会はこれで終了する。